

# 令和3年度社会教育関係団体への補助金について

## 資料1

### 【社会教育法より抜粋】 (審議等への諮問)

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が審議会等(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。)で政令で定めるもの、地方公共団体においては教育委員会が社会教育委員の会議(社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関)の意見を聴いて行わなければならない。

(単位:円)

団体名	項目	社会教育振興事業費 地域の社会教育活動の要である社会教育関係団体への一定の助成によって、組織強化及び活動を支援する。		ふるさと教育推進事業 郷土の偉人や歴史等の学習や体験活動を通じて、ふるさとへの理解を深め郷土愛を育むために、専門性や広域性を生かして活動する団体を支援し、ふるさと教育を推進する。		合計	対前年度比	備考
		R2年度	R3年度	R2年度	R3年度			
高知県社会教育委員連絡協議会		200,000	200,000	—	—	200,000	100%	
高知県公民館連絡協議会		262,000	262,000	—	—	262,000	100%	
高知県連合婦人会		460,000	460,000	260,000	260,000	720,000	100%	お遍路さんへの接待
高知県青年団協議会		520,000	520,000	—	—	520,000	100%	
高知県小中学校PTA連合会		770,000	770,000	—	—	770,000	100%	
高知県高等学校PTA連合会		2,700,000	2,700,000	—	—	2,700,000	100%	高校生育成員制 指導員報酬費含む
高知県国立幼稚園・こども園PTA連絡協議会		80,000	80,000	—	—	80,000	100%	
土佐史談会		—	—	370,000	370,000	370,000	100%	史談会講座、歴史散歩、 高校出前講座

## 令和2年度 社会教育関係団体(補助団体)の主な事業

社会教育関係団体名	加盟団体数	会員数 (人)	主な事業	目的
高知県社会教育委員連絡協議会	県 34市町村	329	研修会	社会教育関係者を対象とし、社会教育活動の推進と関係者の資質の向上を図る。
			地区別研修会	県内4地区において、生涯学習及び社会教育委員の役割等について研修を行う。
高知県公民館連絡協議会	30市町村	206館 (条例設置)	研修会	公民館職員や社会教育関係者等を対象とし、公民館活動及び社会教育活動の推進と関係者の資質の向上を図る。
			地区別研修会	県内6地区で、公民館活動の実践発表や研究協議、視察等を通じて研修を深め、各地域における公民館活動の活性化を図る。
			高知県公民館研究大会	社会教育施設として公民館が果たすべき役割やあり方について研究し、県内の公民館活動の活性化を図る。
高知県連合婦人会	23市町村 (25団体)	3,626(×)	リーダー研修会	リーダーの資質の向上と、後継者を育成し、婦人会活動の活性化を図る。
			県婦人大会	婦人会員の資質の向上を図るとともに、会員や一般参加者との交流を深める。
			スポーツ大会	心と体の健康づくりと体のリフレッシュ、一般参加者との親睦を図り、地域活動の活性化につなげる。
高知県青年団協議会	11団体	200	県青年大会	県内の青年団が集い、体育・文化活動及び意見発表を通じて、交流を深める。
			青年問題研究集会	地域が抱える課題等について、分科会や交流会をとおして解決への方向性を見出す。
高知県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会	13園	705	県PTA研究大会	生涯学習の視点を踏まえ、時代の要請に応え得るPTAの指導者としての資質の向上を図り、PTA活動の活性化を図る。
高知県小中学校PTA連合会	274団体	44,802	地区PTA研究集会	地域に即した課題を考えながら、関係教育機関や団体・地域社会との連携によるPTA活動を推進する。
			土佐の子育て交流会	研修会を通して、PTA会員の資質の向上を図るとともに、家庭・地域社会の連携体制を推進する。
			県PTA新聞の発行	教育問題や人権問題等についての提起や、各市町村・単位PTA活動の情報交換のために新聞を発行し、学習を深めPTA活動の充実を図る。
高知県高等学校PTA連合会	45団体	12,310 (生徒数)	会長・会員研修会	各単位PTA会長や会員が参加し、家庭教育、学校教育、地域活動におけるPTAのあり方や、いじめ問題等の課題について研修を行う。
			高校生育成員制各地区連絡研修協議会	地区内各校生育成員を中心に、関係機関とともに生徒の現状について情報交換を行い、今後の活動につなげる。
			高校生育成員制活動	生育成員の所属校別に、交通安全指導や夜間指導をとおして、非行防止を図る。
土佐史談会	県内全域	390	土佐史談会講座 歴史散歩 高校出前講座	郷土の歴史や先人達の役割を理解するとともに、郷土への愛着心を高める。また、郷土史にゆかりのある史跡等を探訪し、郷土の歴史への関心を高め、郷土の魅力の再発見につなげる。

## 令和2年度高知県社会教育振興事業費補助金交付要綱

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、令和2年度高知県社会教育振興事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、主に青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動である社会教育を推進するため、別表1に定める社会教育関係団体（以下「補助事業者」という。）が行う次の事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助する。

- (1) 社会教育推進体制の強化を図る事業
- (2) 青少年の健全育成及び校外活動の活性化を推進する事業
- (3) 文化的教養の向上に寄与する事業

## (補助率及び補助対象経費)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率等については別表1に定めるとおりとする。

## (申 請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、これに次に掲げる書類を添えて、各1通を高知県教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。

- (1) 事業計画書 (別記第2号様式)
  - (2) 事業実施計算書 (別記第3号様式)
  - (3) 収支予算書 (別記第4号様式)
  - (4) 県税の滞納がないことの証明又は県税の納税義務がない旨の申立書 (別記第11号様式)
- 2 補助事業者が消費税に係る免税事業者である場合は、上記の書類に加え、別記第10号様式により証明書1通を教育長に提出するものとする。

## (交付の決定)

第5条 教育長は、前条の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

## (補助金の交付の決定の取り消し)

第6条 教育長は、補助事業者が別表2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

## (補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達するため、補助事業者は次の各号に掲げる事項を遵守しな

ればならない。

- (1) 補助金の交付決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第5号様式による事業内容変更申請書を提出し、教育長の承認を受けること。
  - ア 補助金の交付決定額の増額
  - イ 補助金の交付決定額の20パーセントを超える減額
  - ウ その他教育長が必要と認めるもの
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止する場合又は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、若しくは補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならない。
- (5) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (6) 県税の滞納がないこと。

#### （概算払の請求）

第8条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第6号様式による概算払請求書に概算払を必要とする理由及びその基礎を明らかにした書類を添付して教育長に提出しなければならない。

#### （実績報告）

第9条 規則第11条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記第7号様式によるものとし、これに次に掲げる関係書類を添えて、各1通を、補助事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに教育長に提出するものとする。ただし、これによりがたい場合は、翌年度の4月15日までに提出するものとする。

- (1) 事業実績書 (別記第2号様式)
- (2) 事業実施計算書 (別記第3号様式)
- (3) 収支決算書 (別記第8号様式)

2 補助事業者は、第7条第5号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第7条第5号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報

告を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第9号様式により教育長に報告するとともに、当該金額を教育長に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(書類の保存)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出に関する証拠書類を当該事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(情報公開)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第3号、第9条第3項、第11条及び第12条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

## 令和2年度高知県ふるさと教育推進事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、令和2年度高知県ふるさと教育推進事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、郷土の偉人や歴史等の学習や体験活動を通じて、ふるさとへの理解を深め郷土愛を育むふるさと教育を推進するため、別表1に定める社会教育関係団体(以下「補助事業者」という。)が行う次の事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助する。

- (1) 郷土史等の学習
- (2) 異世代間の交流による青少年の健全育成のための活動
- (3) 地域文化にふれる体験活動

## (補助率及び補助対象経費)

第3条 前条に規定する補助対象事業の補助対象経費及び補助率については別表1に定めるとおりとする。

## (申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、これに次に掲げる書類を添えて、各1通を高知県教育長(以下「教育長」という。)に提出するものとする。

- (1) 事業計画書 (別記第2号様式)
  - (2) 事業実施計算書 (別記第3号様式)
  - (3) 収支予算書 (別記第4号様式)
  - (4) 県税の滞納がないことの証明又は県税の納税義務がない旨の申立書(別記第11号様式)
- 2 補助事業者が消費税に係る免税事業者である場合は、上記の書類に加え、別記第10号様式により証明書1通を教育長に提出するものとする。

## (交付の決定)

第5条 教育長は、前条の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表2に掲げるいずれかに該当すると認められたときを除く。

## (補助金の交付の決定の取消し)

第6条 教育長は、補助事業者が別表2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

## (補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第5号様式による事業内容変更申請書を提出し、教育長の承認を受けること。

ア 補助金の交付決定額の増額

イ 補助金の交付決定額全体の20パーセントを超える減額

- ウ その他教育長が必要と認めるもの
- (2) 補助対象事業を中止し、若しくは廃止する場合、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
  - (3) 補助事業の実施に当たっては、別表2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
  - (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約委託の取扱いに準じて行わなければならないこと。
  - (5) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りではない。
  - (6) 県税の滞納がないこと。

#### （概算払の請求）

第8条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第6号様式による概算払請求書に概算払を必要とする理由及びその基礎を明らかにした書類を添付して教育長に提出しなければならない。

#### （実績報告）

第9条 規則第11条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記第7号様式によるものとし、これに次に掲げる関係書類を添えて、各1通を、補助事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに教育長に提出するものとする。ただし、これによりがたい場合は、翌年度の4月15日までに提出するものとする。

- (1) 事業実績書 (別記第2号様式)
- (2) 事業実施計算書 (別記第3号様式)
- (3) 収支決算書 (別記第8号様式)

2 補助事業者は、第7条第5号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第7条第5号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第9号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

#### （グリーン購入）

第10条 補助事業者は、補助対象事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

#### （書類の保存）

第11条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出の帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を当該事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

#### （情報公開）

第12条 補助対象事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）

に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第3号、第9条第3項、第11条及び第12条の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

別表1 (第3条関係)

補助事業者	補助対象事業	補助対象経費	補助率
土佐史談会	(1) 郷土史等の学習	報 償 費 旅 費	定額
高知県連合婦人会	(2) 異世代間の交流による青少年の健全育成のための活動	消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 通 信 運 搬 費	
		(3) 地域文化にふれる体験活動	

\* 補助対象事業：市町村単位の会、役員会・総会等事業者内部の会は補助対象外とする。

別表2 (第5条、第6条、第7条関係)

- (1) 暴力団 (高知県暴力団排除条例 (平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。) 第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員等 (暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。) であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。) が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。